

# 国見町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 5 月

福島県国見町

## 内容

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| はじめに                         | - 1 -  |
| I 計画策定の趣旨・位置づけ               | - 2 -  |
| 1 計画策定の趣旨                    | - 2 -  |
| 2 計画の位置づけ                    | - 4 -  |
| II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 | - 5 -  |
| 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略    | - 5 -  |
| 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方        | - 6 -  |
| 3 対策の時期分類                    | - 7 -  |
| 4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点        | - 8 -  |
| 5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等        | - 11 - |
| 6 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点      | - 12 - |
| 7 対策推進のための役割分担               | - 13 - |
| III 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組 | - 16 - |
| 第1章 実施体制                     | - 16 - |
| 第1節 準備期                      | - 16 - |
| 第2節 初動期                      | - 17 - |
| 第3節 対応期                      | - 18 - |
| 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション     | - 19 - |
| 第1節 準備期                      | - 19 - |
| 第2節 初動期                      | - 21 - |
| 第3節 対応期                      | - 23 - |
| 第3章 まん延防止                    | - 25 - |
| 第1節 準備期                      | - 25 - |
| 第2節 初動期                      | - 26 - |
| 第3節 対応期                      | - 27 - |
| 第4章 ワクチン                     | - 28 - |
| 第1節 準備期                      | - 28 - |
| 第2節 初動期                      | - 33 - |
| 第3節 対応期                      | - 36 - |
| 第5章 保健                       | - 40 - |
| 第1節 準備期                      | - 40 - |
| 第2節 対応期                      | - 41 - |
| 第6章 物資                       | - 42 - |
| 第1節 準備期                      | - 42 - |
| 第2節 対応期                      | - 43 - |
| 第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保        | - 44 - |
| 第1節 準備期                      | - 44 - |
| 第2節 初動期                      | - 46 - |
| 第3節 対応期                      | - 47 - |

## はじめに

平成 21 年（2009 年）4 月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、国内でも一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られました。この新型インフルエンザ（A/H1N1）に対する対策を通じて、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下、「特措法」という。）が制定され、本町においては、平成 27 年 5 月に「国見町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「町行動計画」という。）を策定した。

令和元年（2019 年）12 月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として集団発生後、世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナ」という。）は、令和 2 年（2020 年）1 月に日本国内で最初の感染者が確認されて以降、本町でも感染の拡大、縮小を長期間にわたって繰り返し、行政のみならず、医療機関や関係団体、事業者等が困難な判断・対応を余儀なくされるとともに多くの町民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。

この新型コロナへの対応を通じて未曾有の感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、町民の生命及び健康への大きな脅威となるだけでなく、経済や社会生活をはじめとする町民生活の安定にも大きな影響を及ぼすものであることが明らかとなり、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国家及び県、本町の危機管理における重大な問題として、社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りになった。

国は、新型コロナへの対応の経験や課題を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和 6 年（2024 年）7 月、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）を全面改定し、県は国の改定に伴い、令和 7 年（2025 年）3 月に「福島県新型インフルエンザ対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を改定した。

これに伴い、本町においても、感染症危機の発生において、迅速かつ的確な対応に向けた準備を計画的に進めるため、学識経験者や県、各分野の関係団体等からの意見も踏まえ、町行動計画を改定するものである。

次なる感染症危機に備え、国や県、関係機関との緊密な連携を図りながら、町行動計画等の実行性を高め、感染症危機への対応力の向上に全町一丸となって取り組んでいく。

## I 計画策定の趣旨・位置づけ

### 1 計画策定の趣旨

#### (1) 感染症危機を取り巻く状況

令和元年（2019 年）12 月末に中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として集団発生した新型コロナは、瞬く間に世界中に感染が拡大し、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こした。本町においても感染の拡大と縮小を繰り返しながら、長期間にわたり町民の生命及び健康が脅かされ、社会経済に大きな影響を及ぼした。

こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能であることから、平時から感染症危機に備えることが重要である。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症について、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらの感染症が発生した場合には、国家の危機として対応する必要があり、本町の危機管理としても重大な問題である。

#### (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

##### ① 政府行動計画の作成・改定

国は、平成 17 年（2005 年）に政府行動計画を作成し、平成 21 年（2009 年）の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等を踏まえ、平成 24 年（2012 年）4 月に特措法が制定されたことに伴い、平成 25 年（2013 年）6 月、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示す政府行動計画を作成した。

令和元年（2019 年）12 月以降の新型コロナ対応の経験や課題を踏まえ、令和 6 年（2024 年）7 月、政府行動計画を全面改定した。

##### ② 県行動計画の作成・改定

県は、国の計画策定の動きを踏まえ、平成 17 年（2005 年）12 月に

県行動計画を策定した後、平成 25 年（2013 年）12 月には、特措法に基づき県行動計画を作成した。その後、新型コロナ対応を踏まえた政府行動計画の改定に伴い、令和 7 年（2025 年）3 月に県行動計画を改定した。

### ③ 町行動計画の作成・改定

町は、国と県の計画策定の動きを踏まえ、平成 27 年（2015 年）5 月に町行動計画を策定した。新型コロナ対応を踏まえた政府行動計画及び県行動計画の改定に伴い、今回、町行動計画を見直し、次なる感染症危機に備えるものである。

町行動計画は、町の対策の基本的な方針や町が実施する措置等を示すものであり、政府行動計画と県行動計画を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性により、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

## 2 計画の位置づけ

町行動計画は、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえて、町内のインフルエンザ等対策の実施に関して定めるものである。

### (1) 町行動計画で定める事項

- ① 新型インフルエンザ等対策に関する総合的な推進に関する事項
- ② 新型インフルエンザ等の町内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査
- ③ 新型インフルエンザ等に関する情報の指定地方公共機関、医療機関、事業所及び町民への適切な方法による提供
- ④ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置
- ⑤ 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置
- ⑥ 物資の売渡しの要請、その他の町民生活及び社会経済の安定に関する措置
- ⑦ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ⑧ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する県、他市町村及びその他の関係機関等との連携に関する事項

### (2) 町行動計画の推進体制及び進捗管理・見直し

町行動計画の推進については、ほけん課を中心とする全庁横断的な体制の下、新型インフルエンザ等に関する情報共有や町行動計画に基づく取組の進捗管理を行うとともに、学識経験者や各分野の関係団体、保健所等で構成される保健と福祉の地域づくり推進協議会健康づくり専門委員会（以下、「健康づくり専門委員会」という。）においても、各取組の進捗状況や課題等を確認し、政府行動計画及び県行動計画の改定の動きを踏まえ、必要な対策や計画の見直しについて協議を行い、町における新型インフルエンザ等対策の推進を図る。

## Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、交通手段が発達し、世界規模で大量の人が移動する時代であり、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内及び県内、さらには本町への侵入も避けられないと考えられる。

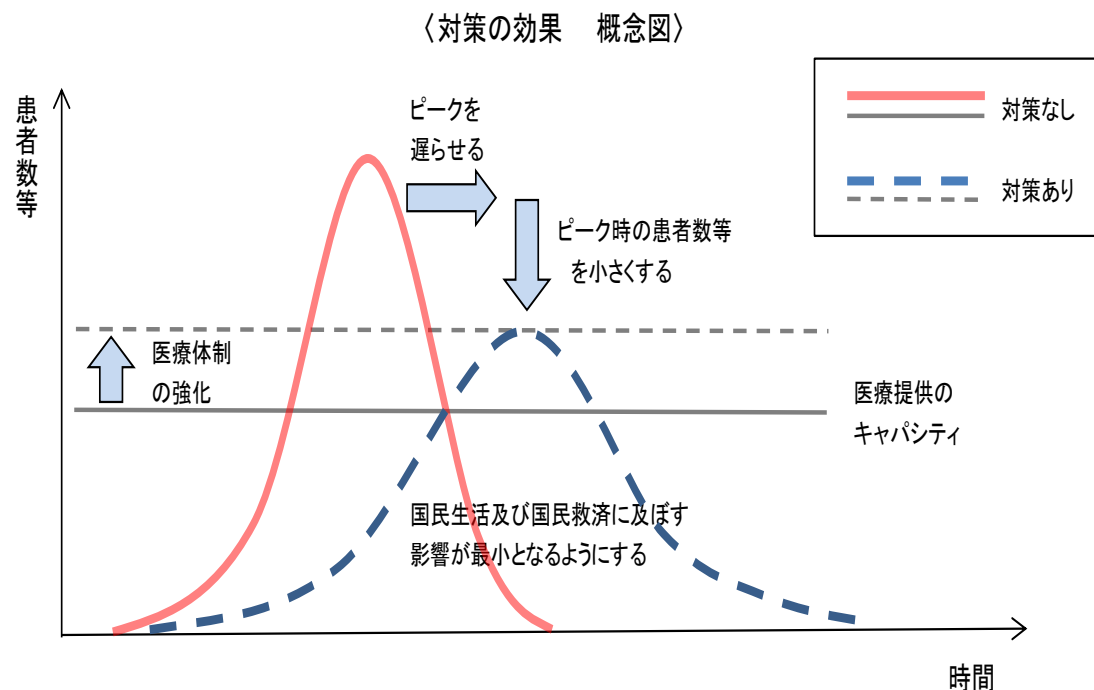
病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### (2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ① 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ② 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

### (1) 柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえつつ、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、様々な状況で幅広く対応できるよう、以下①から③までの考え方により、対策の選択肢を示すものとする。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。

### 3 対策の時期分類

#### (1) 対策の時期区分

「準備期」「初動期」「対応期」の3つの時期に区分し、対応すべき新型インフルエンザ等対策について定める。

##### 【準備期】

###### ○ 新型インフルエンザ等が発生する前の時期（平時）

- ・ 地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、町民に対する啓発や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

##### 【初動期】

###### ○ 国が感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置された後、基本的対処方針が定められ、それに基づく対策が実行されるまでの時期

- ・ 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階において、初動対応の体制への切り替えを行うとともに、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

##### 【対応期】

###### ○ 基本的対処方針に基づく対策を講ずる時期

- ・ 対応期の中でも以下のアからエの時期に区分し、それぞれの時期に応じた対策を講ずるものとする。

###### ア 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・ 国内・県内で新型インフルエンザ等が発生した初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、まずは封じ込めを念頭に対応する。

###### イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・ 国内・県内で感染が拡大し、感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制すべく、感染拡大防止措置を講ずることを検討する。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・ 科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえ、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ・ ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

#### 4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び町行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

この場合において、次の点に留意する。

##### (1) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第 31 条）、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等（特措法第 45 条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第 49 条）、緊急物資の運送等（特措法第 54 条）、特定物資の売渡しの要請（特措法第 55 条）等の実施に当たって、国民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする（特措法第 5 条）。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

##### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型

インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ることから、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

町長を本部長とする「国見町新型インフルエンザ等対策本部」(以下、「町対策本部」という。)は、政府対策本部の方針等を踏まえつつ、「県新型インフルエンザ対策本部」(以下、「県対策本部」という。)と相互に緊密な連携を図りながら新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、特に必要と判断する場合は、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

### (4) 記録の作成・保存

町は、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存、公表する。

### (5) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下のアからイまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練等により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、国や県が実施する情報収集・共有や分析の基盤となる DX の推進等を行う。

#### ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

- ・ 将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### イ 迅速な初動の体制整備

- ・ 初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内や県内、町内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるよう体制整備を進める。

ウ 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

- ・ 感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次なる感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ リスクコミュニケーションの備え

- ・ 有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーションについて平時からの取組を進める。

オ 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

- ・ 感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

カ 国や県との連携等のための DX の推進や人材育成等

- ・ 国や県との円滑な連携等を図るための DX の推進や人材育成等の取組を進める。

(6) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下のアからエまでの取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

- ・ 対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めた国や JIHS 等によるリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時から情報収集の体制整備を進める。

イ 医療提供体制と町民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

- ・ 有事には、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や JIHS 等によるリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や地域経済等に与える影響にも十分留意する。

#### ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ・ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について、国のガイドライン等を踏まえ、可能な範囲で事前に検討を行う。

#### エ 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

- ・ 対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

### 5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ等に由来する病原性の高い新型インフルエンザが発生した場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合がありえることから、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能であり、実際に新型インフルエンザが発生した場

合、想定を超える事態も、下回る事態もありえるということを念頭に置いて対策を検討することが重要となる。

## 6 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点

### (1) 町行動計画における対策項目

政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び社会経済の安定の確保

### (2) 横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、複数の対策項目に共通して考慮すべき横断的な視点は、以下の①から③の事項とする。

#### ① 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。多くの人々が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

#### ② 国、県、町の連携

新型インフルエンザ等の対応に当たっては、国、県、町が適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策を地域の実情に応じて行う。町は町民に最も近い行政単位として予防接種や町民の生活支援等の役割を担う。

新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析、町民等に対する適切な情報提供・共有など、新型インフルエンザ等の発生

の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、国、県、町及び関係機関の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。また、国と県・町が平時から意見交換を行い、対策の現場を担う県・町の意見を新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に適切に反映させるとともに、国と県・町等が共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

さらに、新型インフルエンザ等への対応では県や町の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、県や近隣市町村との連携など、広域的な連携についても想定し、平時から連携体制やネットワークの構築に取り組むことが求められる。

### ③ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

DX の推進は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発へのデータ利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

接種対象者の特定や接種記録の管理等のための予防接種事務のデジタル化及び全国ネットワークの構築に向けた標準化、国による DX 推進の取組を踏まえ、新型インフルエンザ等対策におけるデジタル技術の活用を図るため、必要な環境整備を行うとともに、県や医療機関との連携により、事務に従事する者の行動の変容に繋がる意識改革や運用が開始された技術の普及・活用促進にも取り組んでいくことが重要である。

## 7 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県・市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、WHOその他の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

### (2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担うものであり、新型インフルエンザ等が発生した時には、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確かつ迅速に実施するとともに、平時から市町村や医療機関を含めた関係機関等と連携を図り、対策の実施について支援を行う。

### (3) 町の役割

町は、町民への情報提供やワクチンの接種、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、県や近隣の市町村と緊密な連携を図り、的確に対策を実施することが求められる。

### (4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定を進めるとともに、地域における医療連携体制の整備について関係機関と連携を図ることが重要である。また、県との医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

医療機関は、業務継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

### (5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### (6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や業務継続計画の作成等、重

要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

#### (7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小する等対策が望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

#### (8) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、基本的な感染対策である、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

### Ⅲ 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組

#### 第 1 章 実施体制<sup>1</sup>

##### 第 1 節 準備期

###### 1-1. 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

###### 1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成・変更する。町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く<sup>2</sup>。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

###### 1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 町は、国、県及び指定（地方）公共機関と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 町は、国、県及び指定（地方）公共機関とともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- ③ 町は、第 3 節（対応期）3-1-1 に記載している特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

---

1 特措法第 8 条第 2 項第 1 号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第 3 号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。

2 特措法第 8 条第 7 項及び第 8 項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

## 第2節 初動期

### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合<sup>3</sup>や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

### 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援<sup>4</sup>を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する<sup>5</sup>ことを検討し、所要の準備を行う。

---

3 特措法第15条

4 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

5 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

### 第3節 対応期

#### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

町は、政府対策本部及び県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>6</sup>を要請する。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める<sup>7</sup>。

##### 3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援<sup>8</sup>を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>9</sup>し、必要な対策を実施する。

#### 3-2. 緊急事態措置の検討等について

##### 3-2-1. 緊急事態宣言の手續

町は、緊急事態宣言時は直ちに町対策本部を設置し<sup>10</sup>、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>11</sup>。

#### 3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

##### 3-3-1. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言の公示がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する<sup>12</sup>。

---

6 特措法第26条の2第1項

7 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

8 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

9 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

10 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能。

11 特措法第36条第1項

12 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション<sup>13</sup>

### 第1節 準備期

#### 1-1. 町における情報提供・共有について

地域における町民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、町の果たす役割は大きいことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、県や他の市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

また、準備期から町民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、町による情報提供・共有について、有用な情報源として町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、相談窓口等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

#### 1-2. 町と県の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められた場合や、患者等に生活支援を行う場合に備えて準備を行う。町長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受ける場合に備え、円滑に連携ができるように体制を整備する。

#### 1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、相談窓口を設置する。

#### 1-4. 偏見や差別等に関する啓発

町は、県及び関係機関と連携し、様々な機会を捉えて、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなり得ること等について啓発する。

また、町の保健衛生部局と教育委員会等は、県と連携し、児童・生徒への感染症に関する正しい知識の普及や偏見・差別をなくすための人権教育に取り組むとともに、保護者に対しても、科学的根拠に基づいて感染症

---

13 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。

に正しく向き合うよう啓発に努める。

1-5. 偽・誤情報に関する啓発

SNS の普及等に伴い情報の発信・拡散が容易となっているとともに、一たび拡散された偽・誤情報への対処は困難である。町は、県及び関係機関と連携し、国が提供・共有する情報を活用しながら、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう科学的知見等に基づく情報提供に取り組むとともに、町民等へ正しい情報の選択と冷静な判断を呼び掛けるなど、偽・誤情報に関する啓発に努める。

1-6. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備

町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等が、新型インフルエンザ等の発生時に実施し得るまん延防止対策を含めた必要な情報に関し、情報提供・共有する媒体や方法について整理できるよう、県に協力する。

## 第2節 初動期

### 2-1. 情報提供・共有について

#### 2-1-1. 町における情報提供・共有について

町においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

また、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

#### 2-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

#### 2-1-3. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

町は、国が準備期にあらかじめ整理した情報提供・共有の在り方を踏まえて提供する情報に基づき、町は、県や関係団体等との情報提供・共有を行う。

また、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報提供・共有について、県に協力する。

### 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

#### 2-2-1. 町は、国からの要請を受けて、相談窓口を設置する。

#### 2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

##### 2-3-1. 町は、国、県及び関係機関と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなり得ること等について、その状況等を踏まえつつ、町民に適切に情報提供・共有する。

あわせて、国や県、NPO 等が設置する偏見・差別等に関する相談窓口の情報について町民等に周知するなど、県と連携し、町民等が正し

い情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

2-4. 医療提供体制の確保に関する周知

2-4-1. 町は、県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について町民に周知する。

### 第3節 対応期

#### 3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 町においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

#### 3-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

また、町は、県と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について町民等に周知する。

#### 3-2. 基本的方針

3-2-1. 町は、国からの要請を受けて、相談窓口等を継続する。

#### 3-3. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

3-3-1. 病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえた国やJIHS等によるリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や町民等への協力要請の方法が異なり得ることから、町は、県が、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行えるよう協力する。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得られるよう努める。

#### 3-4. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期の対応

3-4-1. 町は、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更する等の所要の措置について、県と協力して、町民等への周知を行う。

3-5. リスク評価に基づく情報収集・分析結果の情報提供・共有

3-5-1. 町は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する国の分析結果について、県が行う情報提供・共有に協力する。

### 第3章 まん延防止

#### 第1節 準備期

##### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

## 第2節 初動期

### 2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 3-1. 患者や濃厚接触者以外の町民に対する基本的な感染対策に係る要請等

町は、県と連携し、町民等に対し、換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。また、病原体の性状によって、症状のない時でも感染させる可能性がある場合には、必要に応じ、町民等に対して症状の有無にかかわらずマスクを着用するよう呼び掛けるなど、より効果的な感染対策の徹底を求める。

第4章 ワクチン<sup>14</sup>

## 第1節 準備期

## 1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

| 【準備品】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 【医師・看護師用物品】                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿<br><input type="checkbox"/> トレイ<br><input type="checkbox"/> 体温計<br><input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器<br><input type="checkbox"/> 手指消毒剤<br><input type="checkbox"/> 救急用品<br>接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。<br>・血圧計等<br>・静脈路確保用品<br>・輸液セット<br>・生理食塩水<br>・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 | <input type="checkbox"/> マスク<br><input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）<br><input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子<br><input type="checkbox"/> 膿盆<br><input type="checkbox"/> 聴診器<br><input type="checkbox"/> ペンライト                                          |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 【文房具類】                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒）<br><input type="checkbox"/> 日付印<br><input type="checkbox"/> スタンプ台<br><input type="checkbox"/> はさみ                                                                                                                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 【会場設営物品】                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 机<br><input type="checkbox"/> 椅子<br><input type="checkbox"/> スクリーン<br><input type="checkbox"/> 延長コード<br><input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤<br><input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫<br><input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 |

## 1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定され

14 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。

た状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

### 1-3. 接種体制の構築

#### 1-3-1. 接種体制

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

#### 1-3-2. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、町が実施主体となり、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

- ② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、町が対象者を把握し、国に人数を報告する。

#### 1-3-3. 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- （ア） 町は、国等の協力を得ながら、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る<sup>15</sup>。

- a 町は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
- ii 町の人員体制の確保

---

15 予防接種法第6条第3項

- iii 医師、看護師等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関や公共施設、学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する町民への周知方法の策定
- b 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

|               | 住民接種対象者試算方法            |    | 備考                        |
|---------------|------------------------|----|---------------------------|
| 総人口           | 人口統計（総人口）              | A  |                           |
| 基礎疾患のある者      | 対象地域の人口の7%             | B  |                           |
| 妊婦            | 母子健康手帳届出数              | C  |                           |
| 幼児            | 人口統計（1-6歳未満）           | D  |                           |
| 乳児            | 人口統計（1歳未満）             | E1 |                           |
| 乳児保護者※        | 人口統計（1歳未満）×2           | E2 | 乳児の両親として、対象人口の2倍に相当       |
| 小学生・中学生・高校生相当 | 人口統計（6歳-18歳未満）         | F  |                           |
| 高齢者           | 人口統計（65歳以上）            | G  |                           |
| 成人            | 対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数 | H  | A-<br>(B+C+D+E1+E2+F+G)=H |

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種にお

いては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、地域の医師会等の協力を得て、個別接種、集団的接種いずれの場合も、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。

- d 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも可能である。

（イ） 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

（ウ） 町は、速やかに接種できるよう、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

#### 1-4. 情報提供・共有

##### 1-4-1. 町民への対応

町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

##### 1-4-2. 町における対応

町は、県の支援を受け、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行う。

##### 1-4-3. 衛生部局以外の分野との連携

町の衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には市町村労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、町の衛生部局は、町教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

#### 1-5. DX の推進

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

## 第2節 初動期

### 2-1. 接種体制

#### 2-1-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

#### 2-1-2. 予防接種に係る情報収集、提供・共有

町は、県と連携し、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等について積極的に情報を収集し、情報共有を早期に行うよう努める。

また、町は、県と連携し、予防接種の開始に向け、相談窓口の周知に努める。

### 2-2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、第4章第1節 1-1 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

#### 2-2-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び町は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

#### 2-2-2. 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて

必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、町及び県の関係部局が連携し行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、観月台文化センターや地区集会所、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町及び県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ地域の医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、地域の医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行

い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。

表3 接種会場において必要と想定される物品

| 【準備品】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 【医師・看護師用物品】                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿<br><input type="checkbox"/> トレイ<br><input type="checkbox"/> 体温計<br><input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器<br><input type="checkbox"/> 手指消毒剤<br><input type="checkbox"/> 救急用品<br>接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。<br>・血圧計等<br>・静脈路確保用品<br>・輸液セット<br>・生理食塩水<br>・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 | <input type="checkbox"/> マスク<br><input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）<br><input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子<br><input type="checkbox"/> 膿盆<br><input type="checkbox"/> 聴診器<br><input type="checkbox"/> ペンライト                                          |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 【文房具類】                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒）<br><input type="checkbox"/> 日付印<br><input type="checkbox"/> スタンプ台<br><input type="checkbox"/> はさみ                                                                                                                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 【会場設営物品】                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 机<br><input type="checkbox"/> 椅子<br><input type="checkbox"/> スクリーン<br><input type="checkbox"/> 延長コード<br><input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤<br><input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫<br><input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 |

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 町は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- ④ 町は、国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

#### 3-2. 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

##### 3-2-1. 特定接種

###### 3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### 3-2-2. 住民接種

###### 3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構

築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

#### 3-2-2-3. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の関係部局等や医師会等

の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-4. 接種記録の管理

国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

#### 3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき町が給付を行う。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町において行う。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた町とする。
- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

#### 3-4. 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。
- ② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

##### 3-4-1. 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

##### 3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 町は、実施主体として、町民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
  - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。
  - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
  - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
  - c 接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### 1-1. 人材の確保

町は、新型インフルエンザ等の発生時において、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保するための応援職員の派遣協力について、平時より県と協議を進める。

#### 1-2. 生活支援の準備

有事の際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合において実施する陽性者への食事の提供等について、町は県と連携し、感染症危機に備えた体制の整備を進める。

#### 1-3. 健康観察の準備

町は、県が進める健康観察の実施体制整備に協力する。

## 第2節 対応期

### 2-1. 主な対応業務の実施

#### 2-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

#### 2-1-2. 有事体制における情報共有

町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民等の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。

#### 2-1-3. 感染状況に応じた取組

町は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき、県と協力しながら実施する。

## 第6章 物資<sup>16</sup>

### 第1節 準備期

#### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等<sup>17</sup>

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>18</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>19</sup>。

- ② 消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

---

16 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

17 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

18 特措法第10条

19 特措法第11条

## 第2節 対応期

### 2-1. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、関係機関等とともに、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

## 第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保<sup>20</sup>

### 第1節 準備期

#### 1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### 1-3. 物資及び資材の備蓄<sup>21</sup>

① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1 で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>22</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>23</sup>。

② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>24</sup>等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

#### 1-5. 火葬体制の構築

町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよ

---

20 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

21 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

22 特措法第10条

23 特措法第11条

24 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」をご参照ください。

う調整を行う。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行う。

## 第2節 初動期

### 2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

町は、県が、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請した場合には、周知に協力する。

### 2-2. 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 3-1. 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

##### 3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

##### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>25</sup>等に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

##### 3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>26</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

##### 3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第

---

25 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」をご参照ください。

26 特措法第 45 条第 2 項

48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>27)</sup>。

#### 3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力にに応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの町においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

### 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 3-2-1. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために

---

27 特措法第59条

必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

3-2-3. 事業継続に関する事業者への要請等

町は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請することについて、県に協力する。